

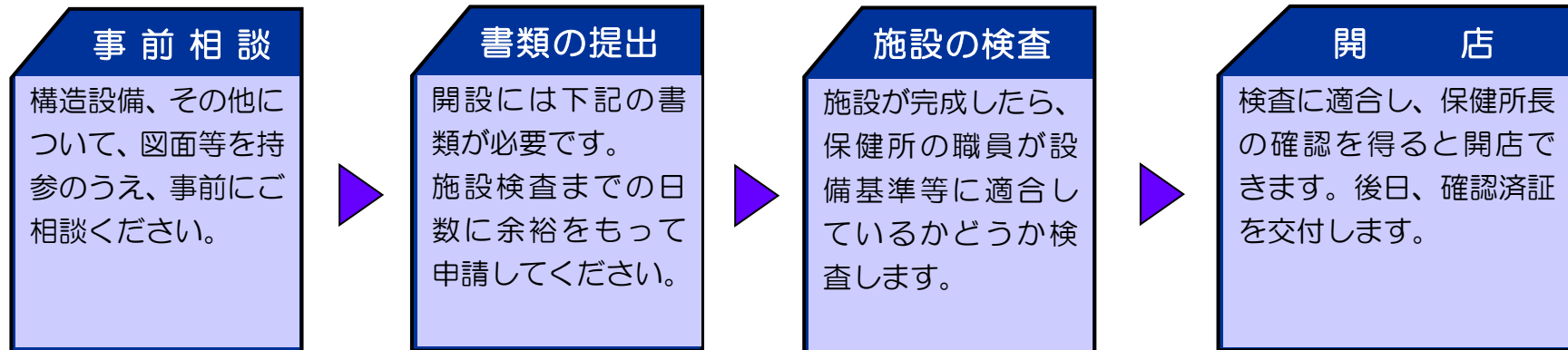
理容所のてびき

品川区保健所

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-9138

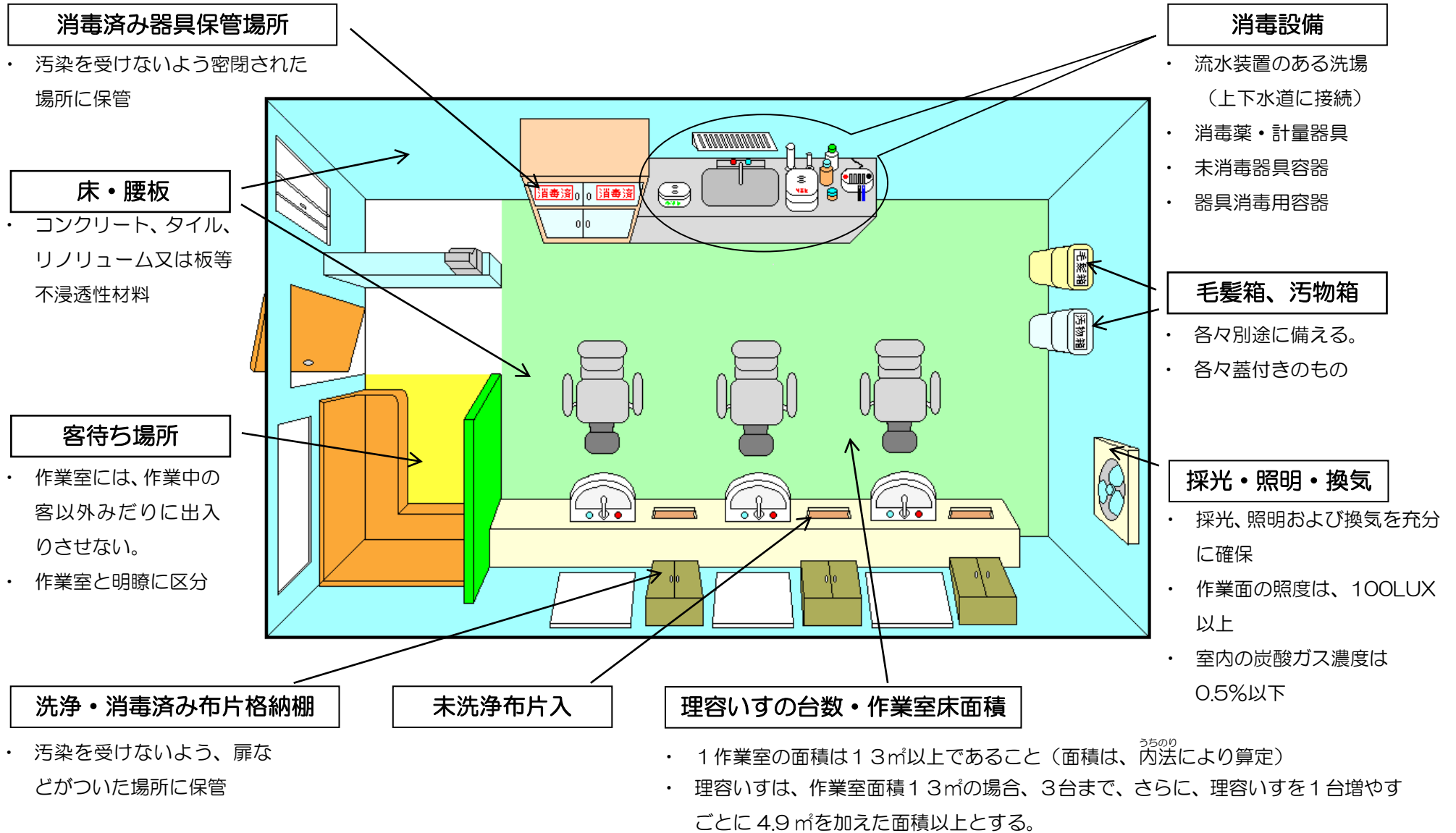
理容所開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図
- 従業者名簿
 - ❖ 有資格者の免許証（本証提示）
 - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無がわかる、3か月以内のもの）
 - ❖ 管理理容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示）
- 検査手数料（16,000 円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等が記載されたものに限る。）

（例）理容所 構造設備概要



理容所の各種申請・届出手続きについて
～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ **新規開設届**

- ✕ 開設者の変更
- ✕ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築
- ✕ 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ **変更届**

- ✕ 法人の商号、事務所所在地、代表者等が変更
- ✕ 開設者の住所
- ✕ 店舗名の変更
- ✕ 施設を小規模に増改築 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。

届出事項の例として面積算定にかかわるもの

（イスの数など）等があります。

* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容がわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等）

◆ **廃止届**

- ✕ 営業をやめた。 等

必要書類

- * 廃止届

◆ **従業員変更届**

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等

必要書類

- * 従業者変更届
- * 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内の発行のもの）

◆ **承継届**

- ✕ 譲渡により開設者の地位を承継した。

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。

※被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

- ✕ 法人が合併・分割した。※事前にご相談ください。

必要書類

- * 理容所の開設者の地位承継届

【譲渡の場合】

- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- * 届出者が外国人の場合は住民票の写し（国籍等を記載したものに限る）

【相続の場合】

- * 戸籍謄本
（被相続人および相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）≪相続人の範囲：法定相続人≫

【合併・分割の場合】

- * 定款又は寄附行為の写し
- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

器具類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類
また血液が付着した疑いのある器具類

十分に洗浄する

血液が付着した
タオル類は破棄する

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に
替えてもよい

エタノールによる消毒

76.9～81.4%

次亜塩素酸ナトリウム
による消毒

0.1%以上

煮沸消毒器による消毒

沸騰させる

溶液中に 10 分間
以上浸す

2 分間以上煮沸する

消毒薬を洗い流し、乾燥する

保管庫や器具棚へ収納する

血液が付着した疑いのない
器具・タオル類

十分に洗浄する

逆性石ケン液

0.1%以上※¹

グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%以上

両性界面活性剤

0.1%以上※¹

次亜塩素酸ナトリウム

0.01%以上※²

エタノール

76.9～81.4%

蒸気消毒

80℃を超える蒸気

紫外線照射

85μW/cm²以上

溶液中に 10 分間
以上浸す

綿に含ませて拭く

10 分間以上触れさせる

20 分間以上照射

※¹ 0.1～0.2%を目安とする。 ※² 0.01～0.1%を目安とする。

理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、定期的に換気すること
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること

關係機關一覽

理容師試験・免許証・管理理容師講習会に関すること		
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター		
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01（8F）		
・理容師試験、管理理容師講習会に関すること	電話	03-5579-6115
・免許証に関すること	電話	03-5579-6878
経営相談・融資相談・S マーク等に関すること		
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター		
〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	電話	03-3445-8751